

情報公開・最高裁判決補足意見に想う

第二東京弁護士会会員

近藤卓史

Kondo Takashi

弁護士一年目から日本で最初の情報公開の裁判にかかわり、以来二五年、なんだかんだと切れ目なく、情報公開の裁判に携わってきた。これは専ら同期同クラス、今も同僚の三宅弘弁護士の影響によるものである。その過程で何度か最高裁弁論も経験した。弁論の際、裁判官が入廷する前に、各裁判官の事件記録（手控え？）が裁判官席に置かれる。代理人席から壇上をのぞくと、中央の裁判長（主任）の席の前に置かれた記録がもつとも大部で、薄っぺらな記録しか置かれていない裁判官席もある。裁判官の入廷後、所属弁護士会から選ばれた裁判官が座った席の前の記録がもつとも薄いことがわかり、がっかりしたこともある。積極的な情報公開を命ずる高裁判決について、公開の幅を狭める方向で全員一致の破棄判決を受けると、やはりすべての裁判官がきちんと記録を読んでいるわけではないなと思ってしまう。

とはいえ、たまには、情報公開の裁判で特筆すべき補足意見に出会ったりもする。このようなときは、自分が担当していない事件であっても、ほとんどボランティアで訴訟を続けたであろう原告代理人にエールを送りたくなるとともに、鋭敏に反応していただいた裁判官に感謝したい気持ちになる。

最近そのような気になったのは、最高裁平成一九年四月一七日判決（判例時報一九七一号二〇九頁）である。この判決は、愛知県公文書公開条例に基づき、愛知万博誘致対策で行った懇談会の出席者名の公開について、愛知県の予算執行書等の文書の中に、後記の図1のとおり、非公開情報に該当しない公務員の出席に関する情報、これに該当する公務員以外の者の出席に関する情報及びこの二つに共通する記載部分がある場合、図

2のとおり、この共通する記載部分も公開すべき公務員の懇談会出席に関する情報としてこれを公開すべきであり、愛知県条例六条二項の部分公開義務規定も、このような解釈を前提とする、と判断したものである。

これだけ読むと、ごくごくあたりまえのことを言っているだけのようと思われるかもしれない。ところが、そうでもないのである。原審の名古屋高裁は、図3のとおり、共通する記載部分は、「公務員以外の者の懇談会出席に関する情報の一部をも成すものであって、その情報を更に細分化することはできないから、同部分のみを公開することはできない。そうすると、上記文書中の公務員の氏名のみを公開することは、公務員の懇談会出席に関する情報を更に細分化することとなるから許され(ない)」と、いわゆる独立一体説(部分公開規定によって、独立一体的な情報をさらに細分化し、一部を公開、一部を非公開とする義務はない、とする考え方で、最高裁平成一三年三月二七日判決(民集五五巻二号五三〇頁)が初めてとったもの)をあてはめて、結局すべてを非公開としたのである。最高裁判決は、この考え方を採用しなかったということになる。

この点について、行政法学者でもある藤田宙靖裁判官(この事件の裁判長ではない)の補足意見は、実に明解である。「情報公開法が六条一項に加え更に同条二項の規定を置いたのは、五条一号において非公開事由の一つとされる『個人に関する情報』が、同条二号以下の各非公開情報がその範囲につき『おそれがあるもの』等の限定を付しているのに比して、その語意上甚だ包括的・一般的な範囲にわたるものであるため、そのような性質を持つ『個人に関する情報』を記載した文書についても同条一項の部分開示の趣旨が確実に実現されるように、特に配慮をしたためであるからにはかならない。この意味において、それは、いわば念のために置かれた、確認規定としての性質を持つものであるに過ぎないのである。このような我が国情報公開法制の基本的な趣旨・構造に思いを致さず、単に例えば情報公開法六条二項が『当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する』という文言を用いているという事実から、専ら形式的な文言解釈により、これと異なる考え方を導き出す原審のような解釈方法は、事の本来を見誤ったものと言わざるを得ず、到底採用することはできない。」とし、さらに原審が依拠する前記最高裁平成一三年三月二七日判決について、「法令の解釈を誤るものであり、その限りにおいて、これらの判例は、本来変更されて然るべきものであるということもできよう。」とまで述べているのである。

長い引用でわかりにくいと思われるが、図示すると図4、5のとおりとなる。日本の情報公開条例はアメ

リカ情報自由法の影響を受けて情報の原則公開を貫き、できる限り行政情報を公開する立場から部分公開義務を規定した。情報公開法六条一項もそのような歴史的経緯に基づいて、個人情報、法人情報、行政運営情報等のすべてを対象とする部分公開義務規定であり、法六条二項は、個人情報について、特にその義務を確認したものなのである。

ところが、藤田補足意見が引用する最高裁平成一三年三月二七日判決は、「我が国情報公開法制の基本的な趣旨・構造に思いを致さず」、情報公開法六条二項を創設的規定であるかのよう解し、情報公開法六条二項のような規定がない限り、部分公開義務規定によって、独立一体的な情報についてそれをさらに細分化して、一部を公開、一部を非公開とする義務はない、としたのである。

平成一三年判決当時、藤田裁判官は国の情報公開審査会の委員として非公開処分の不服審査にあたっており、最高裁が立法者の意図と異なる独自の解釈を採ったことを理解していた。その審査会委員が最高裁裁判官に転身されたのは、情報公開法制においては幸運であったといえよう。

平成一三年判決を担当した最高裁調査官が「我が国情報公開法制の基本的な趣旨・構造」を正解していれば、このような誤解を生じることはなく、また原審のように下級審で誤った解釈が横行することもなかったのである。

話が少し横にそれるが、新しい法制度を誤解することのないよう、日本の裁判所にも、アメリカ型のロークラーク制度を導入することや、調査官制度を充実させることが考えられる。後者については、故大野正男最高裁判事が提唱されていたように、個人的な調査官や秘書官を最高裁裁判官に専属的に付けることなども考えられるべきであろう（弁護士から裁判官へ（岩波書店））。現在は、幸か不幸か最高裁裁判官の任期が五〜六年と比較的短いことから、結果として、藤田裁判官のように、専門分野においてたまたま事件にあたった場合、貴重な意見が述べられるというのとどまる。

ともあれつい先日、また新たな情報公開訴訟を提訴した。藤田補足意見のような意見に出会えると期待して。

図1 予算執行書等の記載

共通する題名欄等の記載部分	
公務員の出席に関する情報	公務員以外の者の出席に関する情報

図2 最高裁平成19年4月17日判決

公開	
公開	個人識別情報として非公開

※ 愛知県公文書公開条例6条2項

実施機関は、公文書に前項各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが併せて記載されている場合において、当該該当する情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、その分離により、公文書の公開の請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該該当する情報に係る部分を除いて、公文書の公開をしなければならない。

図3 原審 名古屋高裁平成17年11月17日判決

独立一体のものとして非公開

図4 情報公開法制の基本的な趣旨・構造

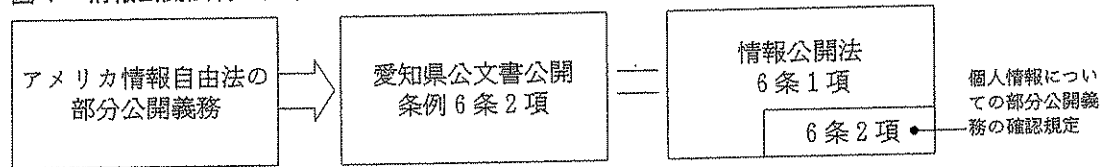
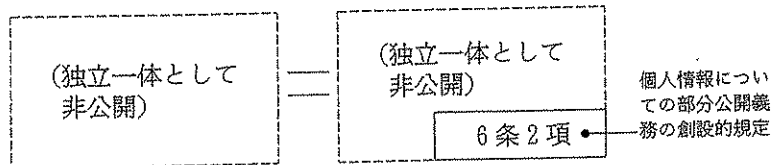


図5 最高裁平成13年3月27日判決や名古屋高裁平成17年11月17日判決の誤解



※ 情報公開法6条

- 1項 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記載されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記載されていないと認められるときは、この限りではない。
- 2項 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。